

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成31年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800197 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900001 号

第 1 結論

請求者のA社における平成14年7月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成14年7月から平成15年8月までは20万円から26万円、同年9月から平成16年8月までは20万円から34万円、同年9月から平成17年8月までは20万円から36万円、同年9月から平成18年8月までは20万円から38万円、同年9月から平成19年8月までは20万円から30万円、同年9月から平成20年8月までは20万円から34万円、同年9月から平成29年8月までは20万円から36万円にすることが必要である。

平成14年7月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成14年7月から平成28年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

平成28年9月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年7月1日から平成29年9月1日まで

私はA社に平成14年7月から平成30年10月まで勤務していたが、請求期間の標準報酬月額は、所持している給料計算書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しているので、請求期間の標準報酬月額を控除額に見合う金額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成14年7月1日から平成28年9月1日までの期間について、請求者が提出した給料計算書等から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成14年7月1日から平成28年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料計算書等により確認又は推認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成14年7月から平成15年8月までは26万円、同年9月から平成16年8月までは34万円、同年9月から平成17年8月までは36万円、同年9月から平成18年8月までは38万円、同年9月から平成19年8月までは30万円、同年9月から平成20年8月までは34万円、同年9月から平成28年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は請求期間について、オンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う報酬月額を記載した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し提出し、厚生年金保険料についてもオンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料額を納付したとしており、請求内容どおりの届出及び納付は行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間について、当該期間は、訂正請求受付日（平成30年10月22日）において厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法が適用される期間であるところ、上記給料計算書により、当該期間に係る標準報酬月額の決定又は改定の基礎となる期間の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（36万円）が、オンライン記録の標準報酬月額（20万円）よりも高い額であることが確認できる。

したがって、平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料計算書により確認できる報酬月額から、36万円とすることが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800202 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900004 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 6 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、平成 6 年 9 月及び同年 10 月を 24 万円から 28 万円、平成 7 年 9 月から平成 8 年 2 月までの期間及び同年 4 月から平成 9 年 8 月までの期間を 22 万円から 24 万円とすることが必要である。

平成 6 年 9 月、同年 10 月、平成 7 年 9 月から平成 8 年 2 月までの期間及び同年 4 月から平成 9 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 6 年 9 月、同年 10 月、平成 7 年 9 月から平成 8 年 2 月までの期間及び同年 4 月から平成 9 年 8 月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、船員保険（昭和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険）被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月 1 日から昭和 58 年 7 月 1 日まで
② 昭和 58 年 9 月 1 日から昭和 59 年 7 月 4 日まで
③ 昭和 59 年 9 月 1 日から平成 6 年 3 月 1 日まで
④ 平成 6 年 4 月 11 日から平成 24 年 8 月 1 日まで

請求期間①から④まで（以下「請求期間」という。）における A 社に係る標準報酬月額が、給料支払明細書等に記載された額よりも低い額で記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間、平成7年9月1日から平成8年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成9年9月1日までの期間について、請求者が提出した給料支払明細書及び源泉徴収票から判断すると、請求者が、当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間、平成7年9月1日から平成8年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成9年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書等により推認できる厚生年金保険料控除額から、平成6年9月及び同年10月を28万円、平成7年9月から平成8年2月までの期間及び同年4月から平成9年8月までの期間を24万円に訂正することが必要である。

なお、平成6年9月1日から同年11月1日までの期間、平成7年9月1日から平成8年3月1日までの期間及び同年4月1日から平成9年9月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料は無いが、記録どおりの届出を行い、記録どおりの標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を納付したと回答している上、年金事務所が保管している請求者に係る船員保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎明細書等に記載された報酬月額がオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として当該算定基礎明細書等が提出され、その結果、社会保険事務所（当時）は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、昭和56年1月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から昭和57年1月1日までの期間、同年2月1日から同年7月1日までの期間、同年9月1日から昭和58年7月1日までの期間、同年9月1日から昭和59年7月4日までの期間、同年9月1日から昭和60年2月1日までの期間、昭和63年2月1日から同年4月1日までの期間、同年5月1日から平成4年6月1日までの期間、同年9月1日から平成6年3月1日までの期間、同年4月11日から同年9月1日までの期間、同年11月1日から平成7年9月1日までの期間及び平成9年9月1日から平成24年8月1日までの期間については、上記給料支払明細書等により、請求者の給与から事業主が源泉控除していたと確認又は推認できる船員保険料（昭

和 61 年 4 月 1 日以降にあっては厚生年金保険料) 額又は請求者の報酬月額 of それぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又はこれより低額であることが確認又は推認されることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらない。

また、請求期間のうち、昭和 56 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、昭和 57 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、昭和 63 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び平成 8 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間については、上記給料支払明細書等により当該期間に係る給与支給額は確認できるものの、船員保険料控除額は不明であり、請求期間のうち、昭和 55 年 12 月 1 日から昭和 56 年 1 月 1 日までの期間、昭和 57 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、昭和 63 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び平成 4 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、上記給料支払明細書等により当該期間に係る船員保険料控除額は確認できるものの、給与支給額は不明である上、請求期間のうち、昭和 55 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、昭和 60 年 2 月 1 日から昭和 63 年 1 月 1 日までの期間及び平成 4 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、給与支給額及び船員保険料控除額を確認できる資料等はない。

さらに、A社は、「資料が無く詳細は不明であるが、社会保険事務所への届出は最低保障給により行い、最低保障給を上回った場合は歩合給を支給したが、記録どおりの標準報酬月額に見合う保険料を控除していた。」旨を回答している。

このほか、請求期間のうち、平成 6 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日までの期間を除く期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間のうち、平成 6 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 7 年 9 月 1 日から平成 8 年 3 月 1 日までの期間及び同年 4 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日までの期間を除く期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に行われたこと、又は当該期間に係る船員保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800204 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1900001 号

第 1 結論

昭和 55 年 9 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間、平成 2 年 4 月から平成 6 年 3 月までの請求期間、平成 8 年 4 月から平成 10 年 3 月までの請求期間、平成 13 年 4 月から同年 11 月までの請求期間、平成 14 年 3 月から平成 15 年 1 月までの請求期間及び平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 55 年 9 月から昭和 60 年 3 月まで
② 平成 2 年 4 月から平成 6 年 3 月まで
③ 平成 8 年 4 月から平成 10 年 3 月まで
④ 平成 13 年 4 月から同年 11 月まで
⑤ 平成 14 年 3 月から平成 15 年 1 月まで
⑥ 平成 19 年 7 月から平成 20 年 6 月まで

私は、国民年金保険料を納付できない時は、時期は定かでないが自宅に来る集金人に免除の申請手続きを行ってきたが、年金記録では請求期間①から⑥まで（以下「請求期間」という。）について保険料が免除ではなく、未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間について、時期は定かでないが自宅に来る集金人に免除の申請手続きを行っていたと主張しているが、請求期間における国民年金保険料免除申請書（以下「免除申請書」という。）を集金人に提出した時期等を具体的に記憶していない上、i) 請求者は、戸籍の附票によると、請求期間①は A 市、B 市及び C 郡 D 町（現在は、E 市）に、請求期間②から⑥までは F 市（現在は、G 市）に居住していたことが確認できるが、これらの住所地を管轄する各年金事務所は、請求者の請求期間①から⑤については免除申請書を保管しておらず、請求期間⑥については保管している免除申請書（平成 19 年度分）の中に請求者に係る免除申請書は確認できないとしていること、

ii) A市及びB市は、「請求期間①当時、国民年金保険料の集金人が免除申請の手続代行を行っていたか確認できる資料は無く、不明。」、E市は、「請求期間①当時、集金人による国民年金保険料の収納事務を行っていない。」旨を回答しており、G市は、「請求期間②から④当時、集金人が免除申請の手続代行を行う取扱いがあったことは確認できるが、詳細は不明。」と回答していることから、請求者が請求期間に免除申請を行ったか否か、確認できない。

また、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、その承認又は却下の決定は社会保険事務所（当時）において行われ、その決定内容を、国民年金保険料免除承認通知書等により、被保険者に通知する取扱いとなっているところ、請求者は、当該通知を受け取ったか否かについて記憶しておらず、請求者の請求期間に係る免除が承認されていたか否かを確認できない。

さらに、昭和59年4月26日付けでH社会保険事務所長からB市長あての国民年金被保険者記録通知書には、「昭和55年4月から同年8月までの国民年金保険料は納付済み、同年2月、同年3月及び同年9月から昭和58年3月までの保険料は未納」と記載されており、請求期間①のうち、昭和55年9月から昭和58年3月までは未納であることが確認でき、当該記載は、オンライン記録と一致している上、請求者の国民年金被保険者台帳を見ても、請求期間①に係る免除記録は無く、A市、B市及びG市が管理していた請求者の国民年金被保険者名簿等においても、請求期間に係る免除記録は確認できない。

加えて、請求期間③の一部及び請求期間④から⑥までは、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であることに加え、請求期間⑤及び⑥は、平成14年以降、国に収納事務が一元化された後の期間であり、基礎年金番号制度に基づき国民年金保険料の収納事務の機械化が一層促進されたことを踏まえると、請求期間③から⑥までに係る年金記録の過誤は考え難い上、請求期間について、請求者の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800206 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900002 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から平成 13 年 3 月 28 日まで

A 社に勤務していた期間について、手取りで 25 万円から 30 万円くらいの給与が支給されていたが、請求期間の標準報酬月額は、実際の給与支給額に比べて低い額で記録されているので、調査の上、記録を見直ししてほしい。

第 3 判断の理由

請求期間のうち、平成 12 年 12 月 1 日から平成 13 年 3 月 28 日までの期間について、A 社から提出された請求者に係る給与支給明細書及び 2000 年（平成 12 年）分年末調整一覧表により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額（20 万円）を超える給与の支払いを受けていたことが確認又は推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の見直し及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、上記給与支給明細書等により、事業主が源泉控除していたと確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（20 万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、見直しは認められない。

また、請求期間のうち、平成 12 年 5 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、A 社から提出された上記年末調整一覧表により、請求者は、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支払いを受けていたことが推認できるものの、同年末調整一覧表の「社保給与控除分」に記載されている金額を検証しても、事業主が請求者の給与

から、オンライン記録の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額を超える保険料を控除していたことはうかがえない。

このほか、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800200 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900003 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 59 年 10 月 15 日から平成 3 年 6 月 29 日まで

私は、請求期間において A 事業所に勤務し、毎月 20 万円支給されていた。しかしながら、当該期間に係る標準報酬月額は 16 万円から 18 万円で記録されており、支給額より低く記録されているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者の標準報酬月額の記録が遡って訂正されているなどの形跡は見当たらず、当該被保険者原票に記載されている標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

また、請求者が名前を挙げた請求期間当時の A 事業所における被保険者の標準報酬月額を見ても、請求者の標準報酬月額のみが低額である事情はうかがえない。

さらに、請求者は、「毎月変わらず 20 万円支給されており、標準報酬月額が変動していることに納得できない。」と主張しているが、A 事業所において、請求者と同様に標準報酬月額が変動している被保険者が複数名確認できる上、請求期間に同事業所において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会し、回答のあった者のうち複数の同僚は、各従業員は給与額は事業主が決定していた旨を回答しているところ、当該事業主は既に死亡しており、同事業所も厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、請求者の請求期間における給与支給額、厚生年金保険料控除額及び社会保険事務所（当時）への届出状況について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関

連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求期間に対応した請求者が主張する報酬月額に係る届出が社会保険事務所に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料（オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、当該期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1800205 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900005 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 9 月 21 日から同年 10 月 1 日まで

私は、A 社を昭和 58 年 9 月 30 日付けで退職し、同年 9 月分の厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が同年 9 月 21 日と記録されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録から、請求者は、A 社に昭和 53 年 7 月 31 日に雇用され、昭和 58 年 9 月 20 日に離職していることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、請求者の被保険者資格の喪失年月日は昭和 58 年 9 月 21 日と記載されていることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、A 社は、「請求期間当時の資料は法定の保存期間を経過したため既に廃棄済みで残っておらず、当時の事情が分かる者もない。」旨を回答しており、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することができない。

加えて、請求者は同僚への照会を希望していないことから、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険への加入状況等について確認することができない。

このほか、請求者は請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに請求者の当該期間に係る保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断

すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。